

堺市介護予防・日常生活支援総合事業について

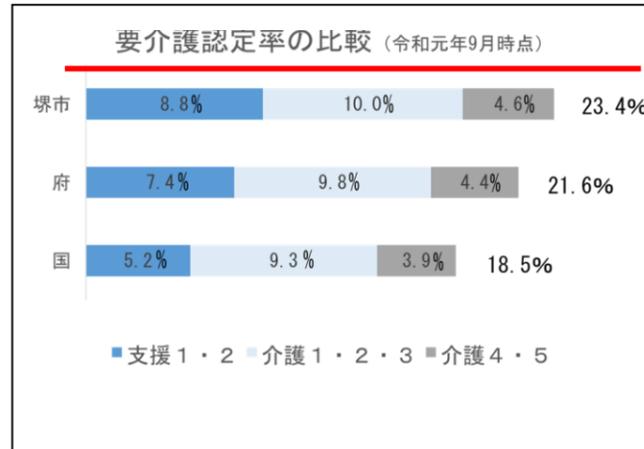
施策実施に至る背景・経過

○地域の実情に応じたサービスを提供するとともに、多様な事業や地域の活動を一般介護予防事業に位置付け、全ての高齢者を対象として普及啓発や活動支援を行うことを目的に、要支援1・2の訪問介護と通所介護が全国一律の介護保険給付から市町村事業に移行された。

○堺市では従来相当のサービスに加え、基準緩和型の訪問・通所サービスと短期集中通所サービスを新たに実施し、平成29年4月に総合事業を開始した。

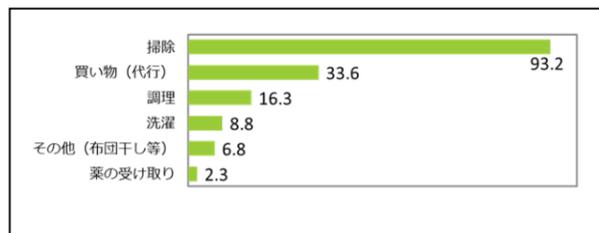
1. 現状と課題

○本市における要介護認定率は、国、府よりも高く、特に要支援者の認定率が高い。そのため、今後介護給付費の増が推計されることから、要介護状態に至る前のフレイル予防の取組が重要となっている。



○訪問介護の約9割は、掃除や買い物等の生活支援であり、歩行、食事、排泄など、基本的な動作は自分でできるため、基準緩和型サービスの対象者像と合致するが、事業開始以降、新サービスの利用実績は増加しているものの、従来相当サービスの利用が圧倒的に多く、新サービスの利用者・参入事業所が少ない。

○「事業対象者」や「基準緩和型サービス」などの新しい仕組みが利用者やケアマネジャーに浸透していない。

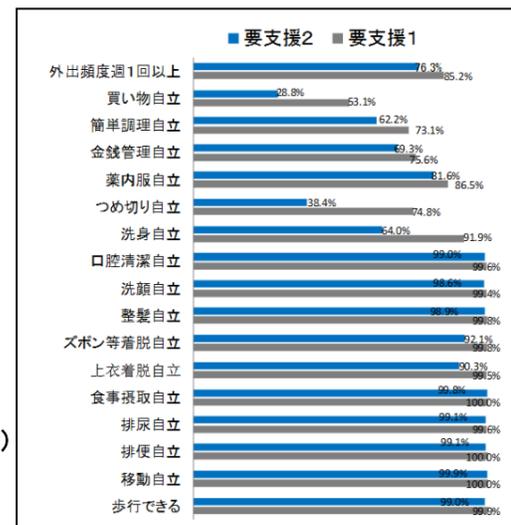


<参考1>要支援1・2認定調査結果

(平成27年10月時点)

<参考2>介護予防訪問介護(生活援助)

サービス利用内容 (平成26年度調査)



2. 国の動向

令和2年10月22日に、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第176号。以下「改正省令」)が公布された。

改正省令により、次のように、総合事業の対象者及びサービス価格の上限の弾力化が実施された。

○総合事業の対象者に、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス等を受ける前から、市町村により実施される総合事業のサービスを継続的に利用する居宅介護被保険者が追加された。

○総合事業のサービス価格について、国が定める額を上限とされていたところ、国が定める額を勘案して市町村が定めることとされた。

3. 政令各市における事業実施状況【参考】

【訪問型サービス】

区分	堺市		他市(本市を除く19政令市)
	実施有無	実施手法	実施状況
従来相当	○	指定	19市
訪問型A(基準緩和)	○	委託	19市(うち、指定18市)
訪問型B(住民主体)	—	—	12市
訪問型C(短期集中)	—	—	9市(うち、直営5市、委託3市、直営委託併用1市)
訪問型D(移動支援)	—	—	3市

【通所型サービス】

区分	堺市		他市(本市を除く19政令市)
	実施有無	実施手法	実施状況
従来相当	○	指定	19市
通所型A(基準緩和)	○	委託	16市(うち、指定14市、委託1市)
通所型B(住民主体)	—	—	12市
通所型C(短期集中)	○	委託	13市(うち、直営1市、委託9市、指定2市)

【その他の生活支援サービス】

区分	堺市		他市(本市を除く19政令市)
	実施有無	実施手法	実施状況
配食等	—	—	5市(配食4市、配食・見守り1市)

【サービス利用における基本チェックリストの実施方法】

本市を含め、新規利用の場合は、原則、要介護認定申請を受け、認定更新時に基本チェックリストの選択を可能としている運用と、新規でも、本人の心身状況や利用サービスにより、基本チェックリストの選択を可能としている運用は、概ね半々の状況である。

【サービス利用の流れ】

本人の意向に基づき、アセスメントのうえでサービスの利用につなげている市が大半を占める一方、独自の基準を設けて運用している市も一部には見られる。

4. 課題及び他市状況を踏まえた今後の検討の方向性

介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を効果的に実施していくため、制度の分かりにくさや、現在の基準緩和型サービスに加え利用者や地域のニーズに合った多様なサービス体系のあり方、通いの場の参加促進などの課題についての検討を行う。

○状態像に合ったサービスにつなげるための利用の流れの明確化

「事業対象者」や利用できるサービスについて、ケアマネジャーが理解し、利用しやすくし、利用者の状態にあったサービスを選択できるように利用の流れの見直し

○要支援の方の特性に合ったサービスの検討

排泄や食事摂取など身の回りの生活行為が自立しているが、買い物支援・調理などの生活行為が低下している方が見られるという個々の要支援の方の特性に合ったサービスの検討(例:基準緩和型訪問サービスの調理援助の導入、短時間の通所サービス)

○効果的なりハビリテーションの介入と継続的な活動を担保するための通いの場につなげる仕組み

通いの場の参加促進、介護予防ケアマネジメント検討会議を活用したインフォーマルサービスや一般介護予防事業の利用促進による継続的活動の支援、PDCAサイクルを踏まえた介護予防事業の実施、など